

令和6年6月定例県議会における  
教育委員会答弁要旨

令和6年7月31日  
総務企画課広報室

- ① 教職調整額引き上げに伴う県財政への影響と今後の対応について  
（知事答弁）

【財務課・教職員課】

〔 教職調整額引き上げに伴う本県の追加負担の試算額を示すとともに、この問題に対し、どう対応していくのか、知事に問う。 〕

義務教育諸学校教員の教職調整額の率が一律10%に引き上げられた場合に、本県において新たに必要となる費用は、約60億円となります。

さらに、県立高校教員等について必要となる約50億円を加えると、総額で約110億円となり、県財政にとって大きな追加負担となります。

県としては、教育の機会均等と教育水準の維持向上は、国の責任において実施されるべきものです。国においては、義務教育費国庫負担制度に則り、3分の1の経費を確実に負担することはもとより、県費負担となる経費に対しても、国が完全な財源措置を講じるべきであると考えています。

このため、この問題については、今月末の政府予算要望において、県の状況を十分に伝え、必要な財源については、国の責務により完全に保障するよう、県議会の皆様と一緒に要望を行ってまいります。

- ② 教育の意義並びに本県教育行政の方針及び決意について

【総務企画課】

〔 新教育長は、様々な教育課題がある中での就任である。増加し続ける不登校児童生徒数、学力の地域間格差や体力の低下を始め、教員採用など様々な課題がある。新教育長は教育の意義をどのように考え、どのような方針と決意をもって本県の教育行政を進めるのか力強い答弁を求める。 〕

教育の意義は、子供達の社会的自立の基盤となる学力や体力、豊かな心を培うとともに、社会を支え、その発展に寄与する人材を育成することです。

私は、変化の大きなこの時代にこそ、子供達の意欲、向上心が大切であると思います。もっと学びたい、運動することは楽しい、そういう気持ちで、学力や体力の礎となるとともに、変化の激しい社会を生き抜き、新たな創造に結びつく力となります。

こうした一人一人の力を最大限に育む教育を目指し、これまでの施策を着実に継承し推進してまいります。

学校教育においては教師が要であり、子供達のつまずきや悩みを理解し、個々の可能性を見出し支援していくことが重要です。

そのため、教員の働き方改革を推進し、多様な子供達の成長にしっかりと向き合える環境を醸成していきます。また、このことは、教職の魅力を高め、若い世代が本県の教職を希望することにも結び付いていくものと考えます。

私は14年間の中学校教員に加え、スポーツ・文化行政の経験などを通して、学校は子供達の知・徳・体の人間的成長を育む場であると強く感じており、それを支えるのが教育行政の使命であると自覚をしています。

そのため、今後さらに、DXを最大限に活用した教育活動や、ワンヘルス教育などを通じた実践的な学び、心震わせるような感動を伴う学校行事や部活動、地域と連携した教育など、地域から信頼される特色ある学校づくりを推進していきます。

私の座右の銘は「われ以外みなわが師なり」です。私の教職経験を生かし、現場の意見、課題や実態に真摯に向き合い、学校、家庭、地域、市町村等関係機関とも連携し、本県教育の振興に全力を尽くしていきます。

### ③ 学びの多様化学校の検討状況について

#### 【高校教育課】

本県の学びの多様化学校の検討状況について、設置校を含めた概要をお答え願う。

今年4月に県教育委員会内に準備チームを置き、学校の在り方を検討してきたところであり、特例クラスについては、交通の利便性や施設面を考慮して、小郡高校のコースとして1学級設置したいと考えています。

このコースでは、各自の興味関心や得意分野を伸ばす「自己探究」に加え、良好な対人関係を築くための「ソーシャルスキルトレーニング」、自分の将来を考え進路実現を目指す「キャリアリサーチ」など、学校独自の科目を充実させていきます。

また、不登校生徒の実態に配慮して、始業時間を1時間程度遅らせ、授業時間も5分短縮の45分とし、個別指導に必要な教員配置やスクールカウンセラー等の重点的な配置を行うなど、他の学校にない柔軟で手厚い支援体制を確立し、卒業までしっかりサポートしていきます。

さらに、入試方法については、国語・数学・英語の特別学力検査のほか、面接と作文により学習意欲を評価することとし、合格できなかった場合でも、他の学校に再度出願できるよう、1月下旬に実施します。

こうした学校の特色や入試の概要については、不登校生徒の適切な進路選択に資するよう、電子パンフレット等も活用し、中学生や保護者、関係機関等に夏休み頃から広報を開始します。

④ 県立高校での不登校生徒の受入れの拡充について

【高校教育課】

学びの多様化学校の設置だけでは不登校生徒の受け皿として十分とは言えない。県立高校での不登校生徒の受入れの拡充について、どのように対応していくのか。

県立高校の入試においては、学力検査の結果に加え、中学3年次の評定値を主な選考資料としており、不登校生徒を含め、評定値が低い生徒については、全日制高校を志願しない傾向があります。

このため、進学意欲がある不登校生徒が志願しやすくなるよう、今年度実施する入試から、調査書の評定値を選考資料とせず、学力検査と面接による不登校生徒を対象とした特例選考を全校で実施することを検討しています。

県教育委員会としては、県立高校が多様な生徒の学びの場となるよう、こうした取組を進めていきます。

① 小中学校における教員の未配置及び中途退職への補充の状況について

【教職員課】

小中学校において本年度の教員未配置の数を、常勤・非常勤それぞれ示すとともに、昨年度の中途退職教員数と、それに対し、補充することができたのは何名かお示し願う。

今年度、5月1日現在で、必要な教員が確保できず未配置となっているのは、小学校では、定数欠で59人、産休、育休などの代替で80人の計139人、中学校では、定数欠で32人、産休、育休などの代替で31人の計63人となっています。

このほか、非常勤講師については、週3コマや12コマなどばらつきがありますが、未配置となっているのは、延べ数で、小学校で104人、中学校で273人となっています。

また、昨年度中途退職教員への補充は、小学校で28人の退職者に対し21人、中学校で17人に対し10人です。

② 教員採用試験の小中学校教員の志願状況について

【教職員課】

本県で実施の本年度の教員採用試験の小中学校教員の志願状況について、昨年度との比較をお示し願う。

今年度実施の教員採用試験では、小学校については、採用予定者数600人に対して志願者数は733人であり、競争率は1.2倍で、昨年度と同率です。

また、中学校については、採用予定者数340人に対して志願者数は727人であり、競争率は2.1倍で、昨年度と比較し、0.2ポイントの減となっています。

③ 教員の働き方改革の推進について

【教職員課】

定数欠講師の未配置や教員採用試験の志願者の伸び悩みなどをはじめとした教育の諸課題の解決のため、本県教員の働き方改革をどのように進めるつもりか、教育長の方針を問う。

業務が複雑化・多様化し、長時間勤務の教員が多い実態を踏まえ、今後と

も児童生徒によりよい教育環境を提供していくためには、働き方改革は喫緊の課題だと認識しています。

このため、県教育委員会としては、オンラインでの研修や会議の実施、校務支援システムの活用など、ICTによる業務の効率化や、年間授業時数の見直し、教員業務支援員等の配置支援などにより、長時間勤務の改善に取り組んでいます。

今後とも、教員が意欲を持って能力を発揮し、健康でやりがいを持って働くことができるとともに、子供と向き合う時間を十分確保できるよう、より一層の働き方改革の取組を進め、教職の魅力向上を図っていきます。

#### ④ 県教育委員会における障がい者雇用の状況について

【総務企画課・教職員課】

〔 昨年度の取組と昨年12月1日時点での障がい者雇用の状況を問う。 〕

県教育委員会では、障がい者雇用のために、昨年度の採用試験において、障がいのある方を対象とした特別選考を実施しています。

また、県立学校では、会計年度任用職員として事務補助等を行う職員を任用しています。

なお、昨年12月1日時点の障がいのある職員数は229人で、障がい者雇用率は1.84%でした。

#### ⑤ 勧告を踏まえた今後の取組について

【総務企画課・教職員課】

〔 2年連続6回目の勧告を受けたことについての教育長の認識と今後どのように雇用を進めていくのか、教育長に問う。 〕

雇用率については、前回の1.83%から増加したものの、採用計画の進捗が不十分であったため、適正実施勧告を受けたところであり、さらに取組を進める必要性があると強く感じています。

このため、これまでの取組に加え、今年度から、県教育委員会事務局内での障がいのある方が働くサポートオフィスの設置や通勤できない方の在宅ワークを試行しているところです。

また、障がいのある方を対象とした特別選考の採用予定者数の拡大とともに、今後、国に対して、障がい者雇用促進のための財政支援や教員免許取得促進の取組を要望していきます。

県教育委員会としては、障がいのある方が社会的に自立できるよう雇用の安定を図ることは、重要であると認識しており、法定雇用率の達成に努めていきます。

## ⑥ 県立高校の魅力化・特色化について

【高校教育課】

本県で私立高校に通う生徒の割合が高い現状をどう考えるか、教育長の見解を伺う。その上で県立高校の魅力化・特色化について、今後どのように取り組むつもりか、教育長の方針をお聞かせ願う。

本県では、中学生の進路希望に応じた就学機会を提供できるよう、昭和50年から、公立高校と私立高校が協調し、その役割を確実に果たすため、公私の生徒の受入比率を概ね6対4と定めており、他県と比較して私立高校に在籍する生徒の割合が高くなっています。

県立高校としては、それぞれの特色や伝統を生かしつつ、地域の信頼を得ながら、生徒の可能性や能力を最大限引き出し、将来の社会を担う人材を育成する役割があると考えています。

そのため、生徒の多様なニーズに応じた特色ある学科・コースの新設やカリキュラムの改善を進め、学校運営に地域の声を生かすコミュニティスクールの拡大など、地域と連携した教育活動の充実を図るとともに、先進的な学校の取組については、その成果や課題を県立高校全体で共有していきます。

今後とも、県立高校へのニーズを踏まえ、目指すべき学校像を明確に打ち出した上で、魅力化を図り、生徒・保護者から選ばれ、地域社会から求められる学校づくりを進めていきます。

## ⑦ 教育行政改革について

【総務企画課】

これらの課題の解決に向け、新教育長には粉骨砕身頑張ってくださいと思いますが、寺崎教育長の教育行政改革に対する意気込みを聞く。

教育の役割は、子供の社会的自立の基盤となる資質・能力を培うこと、及び社会を支え、その発展に寄与する人材を育成することにあります。

これからの未来社会の創り手である子供達には、急速な社会の変化に主体的に向き合い、積極的に対応していく力が求められています。

子供と向き合い、学ぶ意欲や、向上心を育み、一人一人の可能性を伸ばす子供本位の教育に取り組んでいきます。

しかしながら、現在の状況を見ると、学校をめぐる諸課題は複雑化・多様化し、教員不足や、長時間勤務などにより、教職員の負担が増大していることは、大きな課題であると認識しています。

私の教職経験から、子供本位の教育を進めるためには、教員が日々元気で、意欲的に教育活動に携わることが大切です。

このため、教員のワーク・ライフ・バランスを保ち、真に子供と向き合う時間を生み出す働き方改革をしっかりと推進していきます。このことは、魅力ある学校づくりにもつながり、子供達のためになるものと考えています。

私は、様々な教育課題と社会からの教育への期待、教育行政の役割を認識

した上で、現場の意見、実態を十分に把握し、学校、家庭、地域、市町村等関係機関ともしっかりと連携し、本県教育の充実に、全力で取り組んでいきます。

(再質問①) 教員の働き方改革に関する今後の取組について

【教職員課】

〔 教員の働き方改革について、特に、長時間労働などの是正に関する今後の取組を改めて問う。 〕

学校をめぐる諸課題の複雑化・多様化、近年の教員不足など、学校現場で働く教職員は、厳しい環境下にあります。

また、長時間勤務や保護者対応などにより、心身の疲労感を強く感じている教員もあり、教員の心のケアを含めた働き方改革は、喫緊の課題であると認識しています。

このため、SNSを活用した相談窓口も開設しており、これらを周知するとともに、市町村教育委員会としっかりと連携しながら、現場の意見、実態を十分に把握し、先ほど答弁した働き方改革の取組を徹底していきます。

(再質問②) 障がい者雇用の今後の具体的な取組について

【総務企画課・教職員課】

〔 どのように法定雇用率を満たすつもりか、今後の具体的な取組を改めて問う。 〕

このことについては、先ほど答弁しましたが、今年度から、教育行政の仕事を補助するサポートオフィスを設置し、障がいのある方を任用しており、通勤できない方についても、在宅ワークにより任用しているところです。

また、障がいのある方を対象とした特別選考の教員採用予定者数をさらに拡大するとともに、より多くの方に志願していただけるよう大学等への広報活動の充実に取り組んでいきます。

① 県立高校における通級による指導について

【特別支援教育課】

〔 県立高校における通級による指導について、どのように行われているのか、十分対応できているのか、教育長に伺う。 〕

県立高校においては、平成30年度からひびき高校、博多青松高校、明善高校、嘉穂東高校を拠点校として実施し、さらに、昨年度から西田川高校、大牟田北高校においても、拠点校から教員を派遣するサテライト方式で実施しています。

通級指導は、原則として週に2時間程度、生徒1名につき教員1名で個別指導を実施しています。

なお、昨年度、通級指導を受けた生徒は99名であり、専任教員14名、非常勤講師5名で指導にあたっています。

また、担当教員に対しては研修会を実施し、専門性の向上を図っており、通級指導が必要な生徒のニーズに対応できていると考えています。

② 県立高校における特別な支援を必要とする生徒への対応について

【特別支援教育課】

〔 中学校で特別支援学級に在籍していた生徒が県立高校に進学した場合、どのような支援を行っているのか、十分対応できているのか、教育長に伺う。 〕

県立高校では、生徒個々に支援計画を作成し、生徒のニーズに応じた支援に取り組んでおり、医療的ケアを行う看護職員、介助・学習支援を行う支援員の配置、通級による指導などを実施しています。

また、校内体制としては、全校で特別支援教育コーディネーターを指名し校内委員会を設置しています。

さらに、県教育委員会では高校における特別支援教育に関して、巡回相談など医療、福祉、教育の専門家が指導・助言を行う仕組みも導入しています。

今後もこのような取組の充実により、特別な支援が必要な生徒に対応していきます。

### ③ 小・中・高等学校における切れ目ない支援について

【特別支援教育課】

インクルーシブ教育の推進のためには、特別な支援が必要な子どもに対して、小・中・高と切れ目ない支援が必要と考えるが教育長のご所見を伺う。

障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するためには、一人一人の教育的ニーズに応じた継続性のある指導とそのための切れ目ない支援が重要です。

県教育委員会では知事部局と連携し、ふくおか就学サポートノートなどの活用による各学校間の引継ぎを確実にを行い、各学校における指導、支援の充実に取り組んできたところであり、今後ともインクルーシブ教育の観点から、切れ目ない支援を実施していきます。

① 学校における薬物乱用防止に関する県教育委員会の今後の取組について

【体育スポーツ健康課】

福岡県薬物乱用防止第六次五か年戦略の中の「小・中・高等学校等における薬物乱用防止教室の開催など大麻等薬物乱用防止に関する指導・教育の充実強化」に関する今後の取組について、教育長に伺う。

本県公立学校においては、小学校5年生以上の全児童生徒を対象に、警察職員や薬剤師等の外部講師による薬物乱用防止教室を、年1回以上開催をしており、薬物の有害性を理解させるとともに、薬物を勧められたときの対処などについて学んでいます。

また、教員に対しては、管理職や保健体育科主任、各学校の担当教員を対象に、ロールプレイングやケーススタディなどを取り入れた多様な指導方法についての研修の実施をしています。

現在の薬物乱用の低年齢化や入手方法の多様化等の実態を踏まえて、今後の薬物乱用防止教室や教員研修会においては、大麻乱用等に関する最新の知見や、家庭・地域と連携した効果的な取組について情報提供するなど、薬物乱用防止に対する取組の充実強化に努めていきます。

② 小中学校における定数欠講師の未配置について

【教職員課】

今年度の県内の政令市を除く公立小中学校における定数欠講師の未配置数が、この文科省調査により教員不足が顕在化した令和3年度と比較してその状況がどのように変化してきたかお示し願う。

公立小中学校における本年5月1日現在の定数欠講師の未配置数は、小学校で59人、中学校で32人です。

この定数欠講師の未配置数は、令和3年度で、小学校では28人、中学校では46人であったが、令和4年度には小学校で66人、中学校で56人まで増加し、その後は、中学校で減少したものの、小学校では横ばいが続いています。

### ③ 小学校における教科担任制の導入状況について

【義務教育課・教職員課】

福岡県の公立小学校での教科担任制の導入状況はどうなっているのか。また、導入の効果や今後の方針を県教委はどのように考えているのか、教育長に問う。

本県では、国の加配定数も活用し、公立小学校で担任外の教員に特定の教科を担当させる「専科指導」が高学年を中心に行われています。

昨年度は、約8割の小学校で実施されており、実施教科としては、6年生では理科と外国語科が約5割と最も高く、次いで音楽と家庭科が約2割という状況でした。

導入の効果としては、専門性の高い教科担任が指導を行うことにより、教育の質の向上が図られるとともに、学級担任の負担軽減につながるものと考えています。

現在、モデル校にて小中連携を生かした教科担任制に関する研究を実施しており、今後、この取組の成果の周知も図るとともに、国に対して必要な定数要望を行い、小学校における教科担任制の充実を図っていきたいと考えています。

### ④ 特別免許状の授与件数と事例について

【教職員課】

令和元年度以降、小学校以外の免許状を含め、本県教育委員会が授与した特別免許状の件数とその事例をお示し願う。

本県教育委員会が令和元年度以降に授与した特別免許状は、29件です。

主な事例としては、ALTの勤務経験がある方に、小学校、中学校、高等学校の英語の免許状を授与、また、看護師の勤務経験がある方に、高等学校の看護の免許状を授与するものなどがあります。

### ⑤ 今後の特別免許状の活用について

【教職員課】

5月8日付で改訂された「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」を踏まえ、今後特別免許状をどう活用していくか、教育長の考えを伺う。

今回の国の指針の改訂では、特別免許状を活用した採用選考の実施の促進や、授与基準・手続の透明化などについて示されました。

県教育委員会としては、速やかに県の指針を改定して、授与基準、申請手続などの最新の情報を広く周知するとともに、教員採用試験の特別選考や講師任用などにおいて、特別免許状制度を活用した採用の拡大を検討していきます。

① 小学校における音楽・図画工作の専門的指導の状況について

【義務教育課・教職員課】

〔 小学校における音楽・図画工作の専門的指導の状況と今後の方針を問う。〕

本県では、国の加配定数も活用し、専門性の高い教科担任による「専科指導」が高学年を中心に行われており、6年生の音楽では約2割、図画工作では約1割の小学校で導入されています。

また、和太鼓演奏や陶芸など多様な専門分野で活躍する方を特別非常勤講師やゲストティーチャーとして招聘している事例もあります。

今後とも、小学校において専門性の高い教員等による音楽・図画工作の授業の充実を図るため、国に対して必要な定数要望を行っていきます。

② 公立学校における文化芸術事業の取組状況等について

【社会教育課・義務教育課・高校教育課】

〔 公立学校における文化芸術の教育を充実させるために、学校が国や本県が行う文化芸術事業を積極的に取り組んでおられると思うが、国の主な事業の取組状況を問うとともに、それらの取組の蓄積を今後の子どもたちの文化芸術教育にどのように活用していき、普及と活性化に努めるのか、教育長に伺う。〕

昨年度、国の文化芸術事業を活用して、全国で活躍している劇団やオーケストラが学校に出向いて実技を指導し、児童生徒と共演する「巡回公演」を行った学校が21校、舞踊や演劇等の芸術家が学校を訪問し実演・指導を行う「芸術家派遣」を受けた学校が7校、障がいのある児童生徒も鑑賞しやすい公演を実施する「ユニバーサル公演」を行った学校が9校ありました。

また、和楽器の演奏の技能や絵画の描写技法等を学ぶ芸術担当教員等研修を、昨年度は24名の教員等が受講し、研修内容を生かした質の高い授業が行われているところです。

今後とも、文化芸術教育の充実に向け、各学校で国や県の文化芸術事業が幅広く活用されるよう、市町村教育委員会や県立学校に対し周知を図り、事業の参加を促すとともに、国の教員研修の受講者が研修を通して学んだことを、地域の教員研修会等で他の教員に還元できるよう促していきます。

### ③ 文化芸術教育の充実について

【義務教育課・高校教育課・社会教育課】

〔 文化芸術教育の充実に、どのような思いで臨まれるのか、その意気込みを問う。 〕

文化芸術は、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、他者に共感する心を通じて、相互に理解し尊重し合う土壌を育むものです。

先端技術が高度化し、変化が大きなこの時代にこそ、心の交流を深め、豊かな情操を育むことができる文化芸術教育は、子どもたちにとって、大変重要であると考えています。

今後も、子どもたちが楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びを味わうことができるよう、学校における文化芸術教育の充実をしっかりと図っていきます。

① 工業高校における実習機器の実態調査について

【施設課】

各工業高校の実習機器の使用状況などを実態調査をして頂き、早期に更新すべきものの洗い出しを進めて頂きたいと考えるが教育長の見解を伺う。

早期に更新が必要と考えられる実習機器については、毎年度、学校からの要望に基づき、その内容を精査した上で、更新する実習機器を決定しています。

今後は、学校からの要望に併せ、必要に応じて実習機器の使用頻度や稼働状態に関する調査を実施したいと考えています。

② デジタル化に対応した実習機器の導入と国への予算要望について

【施設課】

学校の実態調査の結果に基づき、デジタル化に対応した実習機器導入の実施検討を早期に進めるとともに、国への予算要望も今以上に強くすべきと考えるが、教育長の所見を伺う。

デジタル化対応実習機器については、多種類の金属加工を連続で行えるマシニングセンタや、パソコンで入力した数値を元に金属等の加工品を作成する3Dプリンタなどを整備してきました。

また、令和4年度には、半導体製造技術に関する実習を行うため、シーケンス制御装置などを整備しています。

今後とも、産業界の動向を踏まえ、教育効果が高まるよう、実習機器の整備について検討していきます。

さらに、毎年行っている全国都道府県教育長協議会などを通じての国への要望に加え、県教育委員会としても財政支援を要望していきます。

① インクルーシブ遊具を通じたインクルーシブ教育の推進について

【特別支援教育課】

インクルーシブ遊具を通じて、市町村と連携した障がいの有無に関係ない子供達の学びや教員の専門性の向上など、インクルーシブ教育の推進に繋がる取組をすべきと考えるが、教育長の見解を伺う。

障がいのある子供とない子供が共に活動する取組を実施する際に、こうした遊具を活用することは、インクルーシブ教育推進の観点から、大変意義があり、また、指導にあたる小中学校教員の障がいのある子供に対する理解促進と実践的指導力向上に繋がるものと考えています。

このため、市町村教育委員会とも連携し、筑豊緑地に近い嘉穂特別支援学校と地域の小中学校が交流活動を行う際に、インクルーシブ遊具の活用を進めていきます。

② インクルーシブ遊具の活用推進のための検討組織の設置について

【特別支援教育課】

今後のインクルーシブ遊具の活用のモデルとなるように、インクルーシブ遊具の活用を推進する組織を筑豊緑地に関して設置してはどうか、教育長の見解を伺う。

筑豊緑地においては、他の県営都市公園に先駆けてインクルーシブ遊具の整備が進められています。

インクルーシブ教育の観点から、これらの遊具を安全安心で効果的に活用するためには、まずはそのルール作りや具体的な活用モデルなどが必要と考えます。

そうした活用の在り方を検討するため、今後、県教育委員会、知事部局、市町村教育委員会等による協議会を設置していきます。

① 通学バスの利用が困難な医療的ケア児の通学支援について

【特別支援教育課】

〔 令和3年9月議会で「医療的ケア児の通学支援について研究を進めてまいりたい」と答弁されたが、研究の結果を踏まえ、教育長の見解を求めます。 〕

昨年度、通学バスの利用が困難などの理由で保護者が送迎している医療的ケア児の数は110名となっています。

県教育委員会において、通学支援に関する他県の取組状況を調査したところ、昨年度は、試行も含め15都府県で実施中であり、主な方法としては福祉タクシーに看護師を同乗させる形態で通学支援を実施しています。

実施している県の課題としては、費用面に加え、看護師や福祉タクシーなどの車両の確保が困難であること、当日の体調不良によるキャンセルが多く、そのキャンセル料などで予算の見込みが立たないこと、車中での体調急変時の対応などがあります。

今後、これらの多くの課題を踏まえ、医師、弁護士、保護者等で構成される医療的ケア体制整備事業運営協議会において、医療的ケア児の通学支援の在り方について研究していきます。

② 改訂前の「学校事故対応に関する指針」における事故報告について

【義務教育課・高校教育課・体育スポーツ健康課】

〔 改訂前の「学校事故対応に関する指針」では、どのような事故を文部科学省に報告するようになっていたのか。併せて、旧指針に基づき県教委へ報告された死亡事故は何件か、また重篤な事故はどのようなものがあったのか。 〕

平成28年3月に策定された指針では、校内や登下校中に発生した児童生徒の死亡事故について、国まで報告することとされていました。

また、死亡までは至らない長期の治療を要する重篤な事故については、国への報告は求められていませんが、県教育委員会までは報告することとされていました。

この指針に基づき報告された死亡事故は、学校内の事故が4件、登下校中の事故が3件の合計7件です。

また、休み時間に児童同士が接触して骨折した事例や、運動中に靭帯を損傷した事例等が、長期の治療を要する重篤な事故として県教育委員会へ報告されています。

なお、児童生徒の自殺や学校給食における食物アレルギー事故については、個別に指針が整備されていることから報告対象からは除かれており、改訂後の指針においても同様となっています。

### ③ AEDを用いた心肺蘇生法の講習等について

【義務教育課・高校教育課・体育スポーツ健康課】

公立学校の教職員を対象とした AED を用いた心肺蘇生法に関する講習会の開催状況と、公立学校の生徒における適切な応急手当に関する学習内容を問う。

県教育委員会では、毎年、各学校の初任者や学校安全の担当者を対象に、AEDを用いた心肺蘇生法に関する実技研修会を実施しています。

併せて、各学校で行う校内研修においても、消防署等の協力の下、同様の研修を実施しています。

また、生徒に対しては、AED等を用いた心肺蘇生法について保健体育科の学習指導要領に明記されており、各中学校・高校において実習などを通した指導を行っています。

### ④ 熱中症を含む学校事故の防止に向けた取組について

【義務教育課・高校教育課・体育スポーツ健康課】

公立学校において熱中症事故を防止するため、また、改訂された指針の内容を踏まえ、学校での事故を減らすためにどのように取り組むのか。

県教育委員会では、学校事故の防止に向け、毎年、学校安全の充実に関する通知を発出するほか、各種研修会での指導や、施設設備の安全点検などの実態調査等を実施しています。

特に熱中症については、市町村教育委員会及び学校等に対し、児童生徒のこまめな水分・塩分補給や、暑さ指数等を活用して必要な場合には躊躇することなく計画の変更・中断を行うことなど、適切な措置を講ずるよう通知しています。

また、保健主事研修会等において、熱中症の起こる状況や症状と、これを防止するための具体的な方策について指導を行っているところです。

今後、類似の事故を防止するためには、学校間・市町村間の事例の共有が重要です。

新たな指針においては、この点に鑑み、国への報告対象に、意識不明など死亡に至らない重大な事故が追加されたほか、県に報告された事案についてその原因・傾向、再発防止策等を取りまとめ周知することとされました。

県教育委員会としては、本県の事案や国から提供される具体的な再発防止策などを各種研修会の場において積極的に周知するなど、学校事故の未然防止に一層取り組んでいきます。

① 学校現場での不当な要求等への対策について

【義務教育課・高校教育課】

知事部局、県教育委員会、県警察、それぞれのカスハラ等対策における進捗状況と、この間、具体的にどのようなカスハラがあったのか、代表的事例を伺う。

県教育委員会では、学校現場における対応マニュアルを令和2年に改訂し周知を図るとともに、管理職研修の実施や、弁護士や、県警OBであるスクールサポーターの活用など、関係機関の協力を得ながら学校支援体制を構築してきました。

昨年度も、弁護士による具体的事案を用いた管理職研修を実施したところですが、今後、学校現場における対応マニュアルに対応事例を追加するなど具体的な場面で活用できるよう改訂し、引き続き、各学校の組織的対応力を高めていきます。

なお、不当な要求等に弁護士にも相談した例としては、学校外の保護者間のトラブルについて、その解決を学校に求め、人格否定や脅迫的な言葉を伴う電話が連日1時間を超えて保護者からなされた事例や、学校の対応について、一時的に不満を持った保護者が、長時間学校の教室に居座り、暴力的な言動でもって教員を脅した事例などがあります。

① 「プレコンセプションケア」の考え方の活用について

【体育スポーツ健康課】

「プレコンセプションケア」の考え方が、学校での「性に関する指導」においてどのように活用できるか、教育長に伺う。

現在、高校においては、子どもを産み育てることの意義とともに、出産等に伴う様々な健康課題を学習しており、こうした学習内容には、プレコンセプションケアの考え方が含まれているものと認識しています。

生涯にわたり、健康でより豊かな人生を送るためには、早い段階から、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理に関する学習を行うことが重要であることから、プレコンセプションケアの考え方を踏まえつつ、学習指導要領に基づき、生徒の発達段階に応じた「性に関する指導」を行ってまいります。

② 学校における「性に関する指導」についての取組と成果について

【体育スポーツ健康課】

教育委員会はこれまで児童生徒への「性に関する指導」について、どのように取り組んでこられたのか、また、それによってどのような成果が見られたか、更に今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長に伺う。

県教育委員会では、保健体育科や家庭科等での学習に加えて、県立高校、公立中学校及び特別支援学校に産婦人科医や助産師等を派遣し、講演や個別相談を毎年、実施しています。

その結果、各学校からは、「専門の医療機関につなぐことができた」、「個別の指導が充実した」、「教科の指導と関連づけることができた」などの評価する声が上がっています。

今後も、より多くの学校で本事業が積極的に活用されるよう、指導主事研修会や養護教諭研修会において、更なる周知に努めてまいります。

③ 養護教諭がプレコンセプションケアセンターの研修を受ける意義について

【体育スポーツ健康課】

プレコンセプションケアセンター事業の中で、小中高等学校の養護教諭等を対象とした研修会を行うこととされている。養護教諭がこの研修を受ける意義について、教育長に伺う。

養護教諭は、児童生徒から性や健康に関する個別の相談を受けたり、関

係機関との調整を行ったりするなどの役割を担うことが多いことから、専門的な知識や情報を有することが求められています。

そのため、思春期以降を対象とした性に関する情報発信と相談対応を行っている同センターの研修会において、プレコンセプションケアの概念や最新の知見を学ぶ機会は、養護教諭の資質能力を高める一助となると考えています。

④ 「性に関する指導」を充実していくための関係部局との連携について

【体育スポーツ健康課】

今後、教育委員会は「性に関する指導」を充実していくために、プレコンセプションケアセンターの活用も含めて、関係部局とどう連携を図っていくのか、教育長に伺う。

近年、スマートフォンの普及に伴い、性情報の氾濫や児童生徒の性被害、性感染症など、子どもたちを取り巻く性に関する問題が深刻化・多様化している現状があります。

こうした課題に対応するため、福祉労働部や保健所、県医師会などの関係機関で構成する性に関する指導推進委員会を設置するとともに、福祉労働部が作成した妊娠・出産に関する正しい知識を普及するためのリーフレットを高校において活用しています。

今後、プレコンセプションケアセンターの研修会を市町村教育委員会に周知するなど、関係部局と更なる連携を図っていきます。

① ラーケーションについての考えについて

【義務教育課・高校教育課・特別支援教育課】

〔 ラーケーションについて教育長はどのような考えであるか。 〕

ラーケーションについては、愛知県や茨城県、山口県などで導入がされていると把握しています。

例えば、愛知県においては、子供の学びと保護者の休暇を組み合わせ、平日だからこそできる学校外での体験や探求的な学び・活動を子供が自ら考え、企画し、実行することを目的として、ラーケーションの日が設定されたと承知しています。

学校外での体験活動の機会が充実することは、子供たちの創造力や他者への思いやり、自己肯定感などを育むことに資すると考えています。

② 学校を休んだ生徒が受けられなかった授業のフォローについて

【義務教育課・高校教育課・特別支援教育課】

〔 現在の学校現場において、様々な理由で数日休んだ生徒に対し、受けられなかった授業のフォローをどのようにされているのか。 〕

児童生徒の休んだ期間、教科により、欠席した者への具体的な配慮は各学校で様々ですが、例えば、従来から、学習プリントを配布したり、一人一台端末を活用できるようになったことで、授業の概要や、他の生徒がまとめた内容等をオンラインで共有したりしています。

③ ラーケーションの導入の検討について

【義務教育課・高校教育課・特別支援教育課】

〔 本県においても、ラーケーションについての研究を進め、モデル地域を設定するなどし、導入を検討してはどうか。 〕

御指摘のラーケーションの日を含め、学校の休業日や子供たちの休みの日の設定については、地域や子供たちの実態をよく踏まえながら、学校の設置者において判断するものです。

県教育委員会においては、まずは、愛知県など他県の実践の効果・課題について、情報の収集を図っていきたいと考えています。

① 食育や学校給食にジビエを取り入れることについて

【体育スポーツ健康課】

〔 小中学校の食育や給食にジビエを取り入れることに対する考えと、今後の取組について教育長に伺う。 〕

小中学校における食育は、適切な栄養の摂取による児童生徒の心身の健全な発達や健康の保持増進だけでなく、地域の自然や食文化、生産者の努力に対する児童生徒の理解を深め、食に対する感謝の念を育むことなどを目的としています。

地域で捕獲され、処理加工されたジビエを、給食に取り入れることは、動物の命を大切にいただく気持ちやジビエに関わる方々の努力に感謝する気持ちを育むとともに、地域の食文化への理解を深めることにつながるため、学校における食育の推進に資するものと考えています。

県教育委員会としては、今後、豊前市をはじめとする県内外の取組を、栄養教諭の研修会等を通じて、市町村や学校に紹介し、農林水産部と連携しながらジビエを取り入れた給食の理解促進を図っていきます。

① 農業高校に期待される役割について

【高校教育課】

〔 農業就業人口が減少し、農業高校でも非農家の生徒が大半を占める状況  
の中、農業高校に期待される役割について見解を問う。 〕

現在、農業高校では、地域農業の担い手の育成だけでなく、農業生産法人や食品製造業などの農業関連産業への就職、高度な専門知識を習得するための大学等への進学など、生徒の幅広い進路希望に応じた教育を行っています。

また、地域の特産物を活用したブランド品の開発・販売など、農業の6次産業化やグローバル化に対応した実践的な学習活動も充実させています。

今後とも、農業を取り巻く社会的環境の変化を踏まえ、農業や農業関連産業を通して、地域の持続的な発展に貢献できる人材を育成していきたいと考えています。

② 農業高校の取組を踏まえたワンヘルス教育の推進について

【高校教育課】

〔 ワンヘルスの理念を取り入れた授業など農業高校における取組を踏まえ、ワンヘルス教育を今後どのように推進していくのか。 〕

本県では、八女農業高校など研究協力校における取組の成果を踏まえ、昨年度から全県立高校においてワンヘルス教育を実施しています。

また、今年度から、先進的な実践校として、農業高校9校を「ワンヘルス教育モデル校」に指定しています。

このモデル校においては、栽培や飼育など農業教育の特色を生かした取組を重点的に実施するとともに、県のワンヘルスフェスタなど関連イベントでの実践発表やパネル展示等により、地域に向けて情報発信していきます。

また、今年度から、義務教育段階におけるワンヘルス教育を推進するため、小・中学生がモデル校を訪問し、高校生と一緒に動物飼育体験などを行う予定としています。

県教育委員会としては、こうした取組を通して、各学校段階におけるワンヘルス教育の充実に取り組んでいきます。

### ③ スマート農業などの学習について

【高校教育課】

県はスマート農業や農業DXなど最新の技術を導入した農業を推進している。農業高校でもそのような最新の技術を学習する機会が必要ではないか。

農業高校においても、技術革新や高度化に対応するため、基礎的な知識・技術に加えて、スマート農業など先端的な農業技術の習得が必要であると考えています。

このため、昨年度、八女農業高校など3校をモデル校として、環境測定センサー等のスマート農業機器を導入するとともに、今年度から、農業高校全校において、地域の先進農家での現場実習などを実施しています。

こうした取組により、農業高校において最新の農業技術の学習を推進していきます。

① 離島における教育活動について

【義務教育課】

離島の学校において、島に住む子供たちへの「学習・交流の場の提供」の現状はどのようになっているのか、また、離島へきち、少人数という地域性を活かした特色ある教育活動について県教委としてどのように推進し、支援しているのか。

県内の離島の小中学校では、それぞれの島の特色を生かして、例えば、海産物の収穫や、真珠の養殖、魚を捌く体験など、島のよさに触れ、島への愛着と誇りなどを高める学習を「ふるさと学習」として実施しています。

また、ICT技術を活用した遠隔合同授業や、島外の人々とのオンライン上の多様な交流・教育活動等が実施されています。

さらに、漁村留学制度を活用し、島外の児童生徒とともに自然環境や地域の人たちと触れ合う交流事業を実施している学校もあります。

県教育委員会としては、県離島振興計画に基づき、離島の特性を踏まえた教職員配置等への配慮を行うとともに、島の子供たちが充実した教育を受けることができるよう、島の特性を生かした学習活動に必要な情報の提供に努めていきます。

① 発達性読み書き障がいの児童生徒の実態について

【特別支援教育課】

〔 本県における発達性読み書き障がいの児童生徒の実態について、教育長に伺う。 〕

この障がいは学習障がいの一つであり、その児童生徒数については把握しておりませんが、昨年度、学習障がいの支援として、通級による指導を受けた児童生徒数は、公立小学校で562人、中学校では211人です。

② 発達性読み書き障がいの児童生徒に対する学校での対応について

【特別支援教育課】

〔 発達性読み書き障がいの児童生徒に対して、学校ではどのように対応されているか、教育長に伺う。 〕

この障がいのある児童生徒は、主に通常の学級に在籍しているため、ここでの支援のほか、必要に応じて通級指導による専門的な指導を行っています。

具体的には、一人一台端末を利用して、音声の読み上げに合わせて、文章がハイライト表示され、どこを読んでいるか確認できるマルチメディアデジタル教科書の使用や、音声による筆記などを行っています。

さらに、デジタル対応以外では、読むことが苦手な児童生徒には、教材を拡大コピーしたプリントの配布や、一行だけ見えるよう工夫された定規の使用、また、書くことが苦手な児童生徒には、漢字をパーツに分けて意味づけして覚えさせる指導など、個々の特性に応じた支援を行っています。

③ 早期発見の取組について

【特別支援教育課】

〔 読み書き障がいを体験してその状態を知ることや、簡易的なチェックができる民間の無料アプリを自治体で活用するなど、早期発見の取組を進める必要があると考えるが、教育長の見解を伺う。 〕

県教育委員会では、小中学校の教員に対して、この障がいを含む発達障がいに関する研修を実施し、基本的な理解促進を図っています。

学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心として、担任等による行動観察を踏まえ、県教育委員会作成のチェックリストによる実態の把握や校内委員会でのケース会議、診断テストの実施など組織的な対応に

努めています。

また、県教育委員会では、読む、書く、話すなどの項目ごとに気になる点をチェックすることにより、必要な支援や合理的配慮が提示されるサポートヒントシートを開発しており、この活用を進めるとともに、先進的な取組の情報を収集し、より効果的な早期発見、早期対応を図っていきます。

#### ④ 障がいへの理解促進に向けた取組について

##### 【特別支援教育課】

児童や保護者に対し、発達性読み書き障がいへの理解を広げるため広報物の配布や学習会などの周知啓発を行うなど、理解促進に向けた取組を進めていただきたいが、教育長の見解を伺う。

児童生徒に対しては、障がいのある子供自身や保護者の意向を十分に踏まえ、道徳や特別活動、総合的な学習の時間を中心に、学校教育活動全体を通じて、障がいに対する理解を深めるための指導を行っています。

また、県教育委員会では、学習障がいに関する手引きやリーフレットを作成するとともに、ホームページに掲載しており、学校においてはこれらを活用し、学級懇談会、PTA研修会、学級通信などで、周囲の保護者に対する正しい理解の促進に努めています。

今後も様々な機会を捉え、児童生徒、保護者等の理解促進に向けた取組を進めていきます。